

次世代育成法に基づく一般事業主行動計画

【計画期間】 2025年4月1日から2027年3月31日まで

仕事と家庭の両立に関する環境整備について更なる充実を図り、より効率的でメリハリのある働き方の実現にむけて取組を実施する。

【内容】

| | |
|-------------|--|
| 目標 1 | 育児休業の取得状況を次の水準以上にする ・男性社員：計画期間内に育児休業等及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が50%以上かつ育児休業等を取得した者が1人以上 育児休業取得者の平均取得期間を22日以上 ・女性社員：計画期間内に出産した者の75%以上が取得 |
|-------------|--|

〈対策〉

- ・2025.4月～ 育児休業や育児両立支援制度、会社規程周知を社内システム等により強化
- ・2025.4月～ 配偶者に出産予定のある男性社員の情報を定期的に確認し、管理職および当事者への早期情報提供および準備体制整備を実施
- ・2025.5月～ 男性社員の出生時特別休暇の取得可能期間を1か月内から1年内に延長

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 目標 2 | 多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮ができる企業風土づくり |
|-------------|---------------------------------|

〈対策〉

- ・2025.4月～ オンラインによる勉強会を実施
- ・2025.5月～ テレワークに適した機器貸与等、就労環境の更なる整備を実施
- ・2025.6月～ 不妊治療に関して社員のニーズを調査し、制度内容を検討

| | |
|-------------|---|
| 目標 3 | 全てのフルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満とし、月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと |
|-------------|---|

〈対策〉

- ・2025.4月～ 勤務管理システムによる勤務状況可視化を実施
- ・2025.4月～ 時間外勤務の一定時間超過時の申請およびフィードバックを実施

| | |
|-------------|------------------------|
| 目標 4 | 年次有給休暇平均取得日数を年13日以上とする |
|-------------|------------------------|

〈対策〉

- ・2025.4月～ 部門長への年次有給休暇取得状況報告を実施
- ・2025.5月～ 年次有給休暇を取得しやすくする為、5日連続取得制度の他、記念日としての取得制度を新たに開始